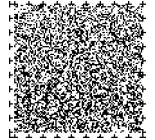
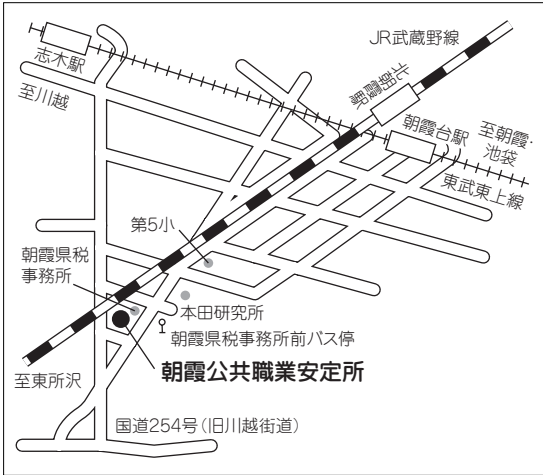




第11章 就労



● 朝霞公共職業安定所（ハローワーク）



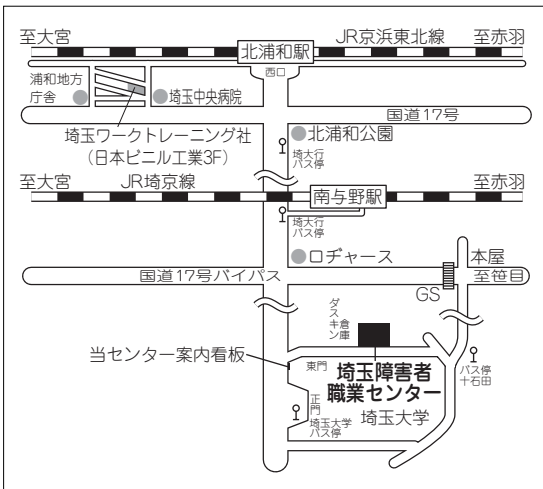
住所 〒351-0025 朝霞市三原1-3-1
 ☎ 048-463-2233
 FAX 048-464-3012

ハローワークでは、障害者のために、専門の職員・相談員を配置し、ケースワーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行っています。

障害者に限定した求人のほか、一般の求人に応募いただくことも可能です。

ハローワークでは、個別にその人にあった求人を開拓したり、職業訓練のご案内等、きめ細かなサービスを行っています。

● 埼玉障害者職業センター



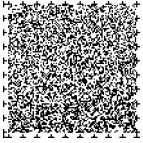
住所 〒338-0825
 さいたま市桜区下大久保136-1
 ☎ 048-854-3222
 FAX 048-854-3260

ホームページ
<http://www.jeed.or.jp/>

埼玉障害者職業センターでは、ハローワークとの密接な連携の下に、障害に配慮した就職のためのカウンセリング等の支援サービスを提供しています。

- 障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチによる支援事業を行っています。
 この事業は、障害者、事業主等の要請に基づき、ハローワークや社会福祉法人等の協力を得て、事業所において直接的な支援を実施するものです。
- 就職又は復職を希望する人を対象として、職業準備支援事業を行っています。
 この事業は、就職するために基本的労働習慣を身につけるための支援（作業指導）や職業に関する知識を学ぶための支援（職業準備支援講座）を行います。





● 国立職業リハビリテーションセンター

住所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2 ☎ 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052

ホームページ <http://www.nvracd.ac.jp/>

障害者の方の職業能力の評価から職業訓練、職業指導に至る総合的な職業リハビリテーションを行っています。同じ敷地内にある「国立身体障害者リハビリテーションセンター」と一体的な運営を行うことにより、障害者の方に対して、医療から職業までの総合的なリハビリテーションサービスを提供しています。

【対象】

- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者の方
- ② 原則として日常生活動作が自立している方
- ③ 原則として安定所に求職登録をしている方
- ④ 中学校卒業程度以上の学力（訓練科目によっては、高等学校卒業以上）を有する方
- ⑤ 学習意欲及び就職の意志能力を有し、職業的自立が可能であると認められた方

【訓練科目】 訓練系(科) メカトロニクス系(メカトロニクス科)、機械系(機械加工科)、電気・電子系(電子機器科)、デザイン系(工業デザイン科)、印刷・製本系(製版科)、第一種情報処理系(OAシステム科)、第二種情報処理系(システム設計科)、オフィスビジネス系(OA事務科、経理事務科)、職域開発系(職業実務科、職域開発科)の9系11科

【訓練期間】 原則1年(ただしメカトロニクス系と第二種情報処理系は2年)。

【費用】 受講料は無料(ただし、科によって作業衣・安全靴等が自己負担)。

【問合せ】 国立職業リハビリテーションセンター

朝霞公共職業安定所(ハローワーク) ☎ 048-463-2233 FAX 048-464-3012

● 東京障害者職業能力開発校

住所 〒187-0035 小平市小川西町2-34-1 ☎ 042-341-1411 FAX 042-341-1451

ホームページ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/handi/>

【対象者】 身体障害者及び知的障害者

【訓練科目】 情報システム科、ビジネス経理科、ビジネス文書科、ビジネス養成科、医療総合事務科、介護保険事務科、カラーDTP科、編集デザイン科、機械製図科、CADオペレータ科、スキルワーク科、服飾ソーイング科、オフィスワーク科、OA実務科、実務作業科

【訓練期間】 1年(情報システム科は2年、オフィスワーク科は6ヶ月。募集開始は9月から、ただし、オフィスワーク科は6月にも募集)。

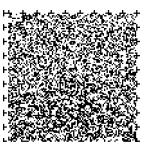
【問合せ】 東京障害者職業能力開発校

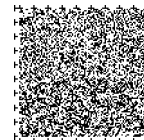
朝霞公共職業安定所(ハローワーク) ☎ 048-463-2233 FAX 048-464-3012

● 職親委託制度

知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得、訓練を行い、自立更生を図ることを目的としています。

【問合せ】 社会福祉課障害者支援担当(地域生活支援センター)(→11ページ)





● 身体障害者就職支度金の支給

身体障害者更生援護施設に入所している人が、更生訓練を終了し、就職又は自営により自立しようとするときに、36,000円の就職支度金が支給されます。

【問合せ】 社会福祉課障害者支援担当（地域生活支援センター）（→11ページ）

● ヘレン・ケラー学院盲学生技能修得訓練委託制度

ヘレン・ケラー学院 住所 〒169-0072 東京都新宿区大久保3-14-20

☎ 03-3200-0525 FAX 03-3200-0608

県内に居住し義務教育を終了した視覚に障害のある人が、ヘレン・ケラー学院で、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師になるのに必要な知識及び技能を習得する場合、県が授業料及び教材費を負担します。

【問合せ】 埼玉県障害者福祉課社会参加推進担当

☎ 048-830-3311 FAX 048-830-4789

● 精神障害者社会適応訓練事業

通院中の精神障害者で通常の就労が困難な人を対象に、県が一般の事業所に委託して、生活指導・社会適応訓練などを行う事業です。

【訓練期間】 6か月を単位として最高2年まで

【問合せ】 朝霞保健所保健予防推進担当 ☎ 048-461-0468 FAX 048-460-2698

● 社会福祉法人 埼玉福祉会

授産施設や職業訓練校のような訓練をするところではなく、工場で働いた収入で生活し、自立と安定を図るための場所です。訓練を終了した人や、能力がありながら建物設備などの制約により、一般企業に就職が困難な人を対象としています。

【就業内容】 図書整理業務、図書館用品企画開発販売、印刷、出版、介護事業など

【問合せ】 住所 〒352-0023 新座市堀ノ内3-7-31

☎ 048-481-2181 FAX 048-479-1809

● タバコ小売販売業の許可

18歳以上の身体障害者が、たばこ小売販売業の許可を受けようとするときは、許可基準が緩和されます。

【問合せ】 日本たばこ産業(株)埼玉支店業務部許可事務担当

住所 〒330-0844 さいたま市大宮区下町1-55-1

☎ 048-645-5276

